

平成28年5月26日
資料提供

総務課行政情報サービスセンター
担当：本田
内線：3382
直通：225-1236

石川県個人情報保護審査会からの答申

石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）に基づき開示請求のあった保有個人情報の一部開示に対する異議申立てに係る諮問について、本日、石川県個人情報保護審査会会长（鴨野幸雄金沢大学名誉教授）から、下記の答申がなされました。

答申の内容は、平成28年3月25日に開催された第40回石川県個人情報保護審査会等において決定されたものであり、答申の概要及び内容は別紙のとおりです。

記

答申第40号

加賀市における石綿苦情一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

〈概要及び答申書を添付〉

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第40号）

- 1 異議申立ての対象となった本件開示請求の保有個人情報
異議申立人が苦情を入れた、〇〇施設に係るアスベストに関する対応記録
- 2 担当課（所）
環境部環境政策課
- 3 異議申立て等の経緯

ア H26. 3.25 開示請求	エ H26. 6. 6 諮問
イ H26. 4. 8 一部開示決定	オ H28. 5. 26 答申
ウ H26.5.23 異議申立て	
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
一部開示決定において不開示とした部分のうち、別紙2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした決定は、妥当である。

該当条項	審　　査　　会　　の　　判　　断　　要　　旨
条例第14条 第3号 (開示請求者以外 の個人情報)	<p>不開示とされた情報は、当審査会の見聞結果によれば、本件公文書の文書1ないし文書3に記載された個人名である。本件公文書中の個人の氏名は条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書イからハに該当する特段の事情も認められないので、不開示は妥当である。なお、事業者の代表者としての氏名は、同号には該当しない。</p>
条例第14条 第4号 (事業活動情報)	<p>不開示とされた情報は、特定の事業者を識別できる情報である。これを開示すると、大気汚染防止法等に違反、又は違反するおそれのある事項につき、改善を図る目的で行った行政指導を受けたということだけで、法令に反する行為があったのではないかとの誤解を招き、社会的評価が損なわれ、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できず、不開示が妥当である。</p> <p>また、条例第14条第4号ただし書は、事業者の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生することが確実な危害から人の生命、健康等を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は、同号本文に該当する場合であっても開示しなければならないという趣旨と解されるものであるが、当該除去工事が既に終了したとされていることに鑑み、現在においてアスベストが飛散するような状況ではないとする実施機関の主張は不合理ではなく、ただし書に該当するとは認められない。</p>
条例第14条 第7号 (事務事業情報)	<p>不開示とされた情報は、本件公文書の文書1ないし文書3における内容欄及びその他欄の記載内容である。本件情報は、異議申立人から申出のあったアスベストの飛散等に関する苦情について、実施機関及び関係機関が行った対応の概要とその結果等である。</p> <p>これを開示すると、大気汚染防止法等に違反する、又はそのおそれがある工事に関する実施機関等の対応方針等が明らかとなり、このことから幾多の弊害が生じ、今後、同種の事案に関する実施機関の事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすことも否定できないので、不開示が妥当である。</p> <p>しかしながら、本件情報のうち、別表に掲げる部分は、アスベストに関する苦情への対応状況を記載する文書であるという性格から、当然に推測され得ると考えられる情報であり、これを開示しても、実施機関の事務事業に支障を及ぼすとは考えられないで、開示すべきである。</p>

- 5 審議経過
審査回数 3回

別紙1（本件公文書）

番 号	公 文 書 の 件 名
文書 1	H25.6.10 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書 2	H25.6.17 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書 3	H25.6.19 加賀市大聖寺における石綿苦情について

別紙2（開示すべき部分）

区 分	開 示 す べき 部 分
文書 1	内容欄の1、2行目
文書 2	内容欄の1、2行目、22行目 その他欄の1、2行目
文書 3	内容欄の1行目中の団体名

答申第40号

答申書

平成28年5月

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、別紙1に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件公文書」という。）につき、一部開示とした決定については、不開示とした部分のうち、別紙3の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成26年3月25日に実施機関に対し、異議申立人が苦情を入れた〇〇施設に係るアスベストに関する対応記録についての個人情報の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、平成26年4月8日に、本件保有個人情報が記録された公文書を特定して、別紙2に掲げる部分を開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年5月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、平成26年6月6日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立書

（1）相手方氏名及び法人名について

当該個人は、事業者で会社の代表者であり、また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき、アスベスト関連工事の際に現場に掲げられているはずの事項で、本件の現場においても不完全な様式ながら掲示されていたので、すでに公の情報であり、個人情報であっても公表されるべきものである。また、自ら掲示している内容であり、「公にすることで社会的活動の自由が害されるおそれがある」はずがなく、不開示は不当

である。

当該案件は、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に違反し、本来必要とされる対策を採らず、アスベストを飛散させた違法工事であり、通常なら案件の重大性や今後の「犯罪の予防等を目的」に自治体が公表する事案であり、本件処分は不当である。

本件は、極めて重大な危険性のある事故のため、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する。

また、NP0名なども不開示となっているが、そのNP0のことも私が発言した内容であり、不開示の理由に当たらない。

(2) 本件公文書における一連の苦情対応の内容について

苦情内容等が条例第14条第3号、第6号及び第7号に該当するとして不開示とされたが、この苦情は異議申立て人が申し立てたものであり、内容を不開示とする理由はない。また、県の対応状況等については、直接訪問すれば明かしているものである。行政の対応の不備によって、アスベストの飛散あるいはその拡大がもたらされたもので、その状況は県民の目にさらされ、検証される必要がある。

2 意見書

- (1) 実施機関の理由説明書は、当初の一部開示決定で示された不開示理由を繰り返したにすぎず、異議申立ての理由で指摘した事項を否定することもできておらず、本件処分は不当である。
- (2) 理由説明書において、応接メモの具体的な内容、その他記載事項について、「これが公にされることで、今後、同種案件において、外部からの干渉、圧力等により、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる可能性があるほか、相手方に対して不利益を及ぼすおそれ、他の第三者へ不当な利益を与えるおそれがある」と主張するが、これまでの説明とほぼ同様であり、本件処分は不当である。
- (3) 実施機関が関係機関とともに石綿除去業者から事情聴取した内容、状況及び指導内容については、その詳細が報道されており、その記事のほとんどが県側が取材に対して明らかにしたこと、県としても、本件がアスベストが大量に飛散する人の命に係わる事故であったと認識し、情報提供が重要であると判断したことを裏付けるもので、本件保有個人情報開示請求についても、同様に判断することが当然である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び当審査会への説明資料等で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書における相手方の氏名等

これらは、工事実施者、その他面談した者などの個人の氏名であり、特定の個人を識別することができる情報であるので、条例第14条第3号の開示請求者以外の個人情報に該当するとして不開示とした。

2 今回の案件に係った事業者名及び工事に関連する情報

これらについては、開示されることにより、事業者による事業活動における社会的信用、評価、社会的活動の自由といった面で正当な利益を害するおそれがあることから、条例第14条第4号の事業活動情報に該当するとして不開示とした。

大気汚染防止法を補完する趣旨で設けられた、ふるさと石川の環境を守り育てる条例では、石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者が、作業基準を遵守していないと認めるとき、又は、特定工事若しくはその疑いのある工事を施工する者が、報告の求めに応じて報告せず、若しくは虚偽の報告をした場合等において、これらの者に対して、必要な勧告をし、勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その者の氏名又は名称等を公表することができるとする制裁的な規定を設けており、公表にあたっては、一旦信用を失墜すると回復が困難なことを踏まえ、弁明の機会を規定している。

本件については、実施機関は、大気汚染防止法の規定に基づき特定粉じん排出等作業に係る作業基準の遵守の徹底等に関する文書を発出しているが、これは当該規定に基づく行政処分に該当するものではなく、大気汚染防止法等に違反、又は違反するおそれのある事項につき、改善を図る目的で行った行政指導であり、その結果、当該事業者は、石綿除去作業を他の事業者に依頼したものである。

通常、行政指導については、その内容を実現するために相手方の任意の協力を得て実施するもので、また、行政指導の段階では指導を受けた事業者名は公表していないことから、開示請求に対してこれを公にすると、行政指導を受けたということだけで、当該事業者の全ての事業活動が信用を置けないというふうに判断される可能性があり、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

3 本件公文書の具体的な内容、その他記載事項

これらには、関係機関との協議、相手方に指導した内容等が含まれており、条例第14条第6号の審議、検討、又は協議に関する情報に該当する。

また、内容が公にされれば、今後の同種案件における指導の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第7号の事務事業情報に該当するとして不開示とした。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

この目的を達成するためには、県が保有する個人情報は、本人に開示すること

を原則とすべきであるが、情報の中には、開示することにより本人以外の第三者の正当な利益を損なうもの、又は、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの等が考えられる。

このため、当審査会は、開示の原則を基本として、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという理念に立って条例を解釈し、以下、判断するものである。

2 本件保有個人情報について

本件開示請求に係る個人情報が記載された公文書は、特定の建築物に係るアスベストに関する苦情に対する実施機関の対応を記載した文書である。

当審査会では、実施機関から本件保有個人情報が記録された公文書の提示を受けて保有個人情報を直接見分した。

3 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件不開示部分が、条例第14条第3号、同条第4号、同条第6号及び同条第7号に規定する不開示情報に該当する旨主張していることから、これについて検討し、判断する。

(1) 条例第14条第3号について

ア 条例第14条第3号の規定について

条例第14条第3号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示しない旨規定している。なお、同号ただし書において、

「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等（以下の条文中の括弧書き部分は略する。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と定め、同号本文の不開示情報から除くものとされている。

イ 不開示情報の条例第14条第3号該当性について

条例第14条第3号に該当するとして不開示とされた情報は、本件公文書の文書1及び文書3に記載された個人名である。当審査会の見分結果によれば、文書2に記載されていた個人名を含め本件公文書中の個人の氏名は同号本文に該当し、ただし書イからハに該当する特段の事情も認められないでの、不開示は妥当である。

なお、事業者の代表者としての氏名は、同号には該当しない。

(2) 条例第14条第4号について

ア 条例第14条第4号の規定について

条例第14条第4号は、「法人その他の団体（以下の条文中の括弧書き部分は略する。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は開示しない旨規定している。なお、同号ただし書において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は同号本文の不開示情報から除くものとされている。

イ 不開示情報の条例第14条第4号該当性について

当該事業者は、実施機関から、特定粉じん排出等作業に係る作業基準の遵守の徹底等に関する指導を文書で受けているが、実施機関は、行政処分に該当するものではなく、大気汚染防止法等に違反、又は違反するおそれのある事項につき、改善を図る目的で行った行政指導であり、通常、行政指導については、その内容を実現するために相手方の任意の協力を得て実施するもので、また、行政指導の段階では指導を受けた事業者名は公表していない。

また、ふるさと環境条例において、石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施者が作業基準を遵守していないと認める場合などにおける氏名又は名称等の公表に関する規定が設けられているが、今回の事案はこれには該当しない。

このため、事業者名を開示すると、行政指導を受けたということだけで、法令に反する行為があったのではないかとの誤解を招き、社会的評価が損なわれ、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できず、不開示が妥当である。

また、条例第14条第4号ただし書は、事業者の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生することが確実な危害から人の生命、健康等を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は、同号本文に該当する場合であっても開示しなければならないという趣旨と解されるものである。

本件に関する吹付け材料等の除去工事については、実施機関は、現在においてアスベストが飛散するような状況ではないと述べている。

アスベスト除去工事を行った事業者から実施機関に提出された「石綿除去工事施工報告書」において、当該除去工事が平成25年8月に終了したとされていることに鑑み、実施機関の主張は不合理ではなく、ただし書に該当するとは認められない。

(3) 条例第14条第7号について

ア 条例第14条第7号の規定について

条例第14条第7号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報で

あって、開示することにより、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「ニ

人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」及び「ホ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

イ 不開示情報の条例第14条第7号該当性について

条例第14条第7号に該当するとして不開示とされた情報は、本件公文書の文書1及び文書2における内容欄及びその他欄の記載内容である。本件情報は、異議申立人から申出のあったアスベストの飛散等に関する苦情について、実施機関及び関係機関が行った対応の概要とその結果等である。

これを開示すると、大気汚染防止法等に違反する、又はそのおそれがある工事に関する実施機関等の対応方針等が明らかとなり、このことから幾多の弊害が生じ、今後、同種の事案に関する実施機関の事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすことも否定できないので、不開示が妥当である。

しかしながら、本件情報のうち、別紙3に掲げる部分は、アスベストに関する苦情への対応状況を記載する文書であるという性格から、当然に推測され得ると考えられる情報であり、これを開示しても、実施機関の事務事業に支障を及ぼすとは考えられないので、開示すべきである。

(4) 条例第14条第6号について

ア 条例第14条第6号の規定について

条例第14条第6号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 条例第14条第6号該当性について

条例第14条第6号に該当するとして不開示とされた情報は、本件公文書の文書1及び文書2における内容欄及びその他欄の記載内容である。本件情報は、異議申立人から申出のあったアスベストの飛散等に関

する苦情について、実施機関及び関係機関が行った対応の概要とその結果等である。

本件情報については、条例第14条第7号に関する該当性により、内容欄及びその他欄の記載事項の全体について、当審査会が開示すべきと判断した部分を除き、不開示妥当と判断しているので、改めて判断しない。

第7　まとめ

以上の理由から、「第1　審査会の結論」のとおり判断する。

第8　審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別紙1（本件公文書）

番号	公文書の件名
文書1	H25.6.10 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書2	H25.6.17 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書3	H25.6.19 加賀市大聖寺における石綿苦情について

別紙2（不開示とされた部分）

区分		不開示部分	該当条項 (条例第14条)
別紙1の文書番号	記載部分		
文書1	本文	相手方氏名	3、4号
		内容	6、7号
		その他欄	3号
文書2	本文	相手方氏名	4号
		内容 (その他欄含む)	4、6、7号
文書3	本文	相手方氏名	3号
		内容	3、4号

別紙3（開示すべき部分）

区分		開示すべき部分
別紙1の文書番号	記載部分	
文書1	本文	内容欄の1、2行目
文書2	本文	内容欄の1、2行目、22行目
		その他欄の1、2行目
文書3	本文	内容欄の1行目中の団体名

別表

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成26年　6月　6日	諮問（諮問第36号）を受けた。
平成26年　7月14日	実施機関（環境部環境政策課）から理由説明書を受理した。
平成26年　8月　7日	異議申立人から意見書を受理した。
平成27年　5月28日 (第36回審査会)	事案の審議を行った。
平成27年11月17日 (第39回審査会)	事案の審議を行った。
平成28年　3月25日 (第40回審査会)	事案の審議を行った。